

# 鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備 支援事業補助金の事務手続きについて

## 1. 県へ交付申請提出（事業開始の20日前まで）

○交付申請は「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 県から交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

※支払い時期は補助事業計画に基づき決定します。